



2019年10月10日

各 位

会 社 名 株式会社キャンバス
 代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
 (コード番号:4575 東証マザーズ)
 問合せ先 管理部長 加登住 眞
 (TEL. 055-954-3666)

**第三者割当により発行される第15回新株予約権及び
 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ**

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第15回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の発行について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本日付公表の「事業提携契約の締結に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

記

1. 募集の概要

第15回新株予約権

(1) 割 当 日	2019年10月31日
(2) 発行新株予約権数	5,586個
(3) 発行 価 額	総額4,284,462円（本新株予約権1個当たり767円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	558,600株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は716円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、558,600株です。
(5) 調達資金の額	504,231,462円（注） （内訳） 本新株予約権発行分 4,284,462円 本新株予約権行使分 499,947,000円
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 895円 2020年5月1日、2020年11月1日、2021年5月1日及び2021年11月1日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。したがって、かかる行使価額の下修正条項のもと、実質的に当初行使価額が上限となる。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」は、716円とする。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	投資事業有限責任組合インフレクションII号V
(9) その他	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクションII号V（以下「割当予定先」といいます。）との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。本引受契約において、以下の内容が定められております。なお、本新株予約権を割当予定先に割当てる日は2019年10月31日とする予定であります。</p> <p>・当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年10月31日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと（但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除きます。）、②払込期日から2024年10月31日までの間、当該発行又は処分の相手方である第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び③割当予定先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。</p> <p>なお、本引受契約において、当社及び割当予定先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない旨が規定される予定ですが、本引受契約上の当該義務は、本新株予約権又は本新株予約権付社債が第三者に譲渡された場合において当該第三者に直ちに承継されるものではありません。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

第3回新株予約権付社債

(1) 払込期日	2019年10月31日 本新株予約権付社債を割当てる日は2019年10月31日とする。 但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権付社債の割当の条件とする。
(2) 新株予約権の総数	49個

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額 100 円につき金 100 円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	837,982 株
(5) 調達資金の額	749,994,000 円
(6) 転換価額	1 株あたり 895 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	投資事業有限責任組合インフレクション II 号 V
(9) その他	<p>当社は、投資事業有限責任組合インフレクション II 号 V (割当予定先)との間で、本日付で、本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約 (本引受契約) を締結する予定です。本引受契約において、以下の内容が定められております。なお、本新株予約権付社債を割当予定先に割当てする日は 2019 年 10 月 31 日とする予定であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本引受契約において、①払込期日から 2024 年 10 月 31 日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと (但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除きます。)、②払込期日から 2024 年 10 月 31 日までの間、当該発行又は処分の相手方である第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び③割当予定先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。 ・割当予定先は、当社に対して、利払日 (別紙 2 記載の本新株予約権付社債の発行要項第 13 項第(1)号に定義します。以下同じです。) 以外の日を償還日として、本新株予約権付社債の発行要項第 12 項第(2)号(ロ)に基づく本新株予約権付社債の繰上償還を行うことを請求しないものとします。 ・割当予定先は、本新株予約権付社債の発行要項第 12 項第(2)号(ロ)①、②又は③に定める事由が生じた場合には、当社に対して、当該①、②又は③に定める方法による通知を行った上で、残存する本新株予約権付社債の全部 (一部は不可) を、当該①、②又は③に定める償還金額と当該買入日の直前の利払日の翌日から当該買入日までの期間に係る利息相当額の合計額にて、買入れることを請求できるものとします。但し、当該請求に係る買入日を利払日と同日と定めることはできないものとします。 <p>なお、本引受契約において、当社及び割当予定先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない旨が規定される予定です</p>

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

	が、本引受契約上の当該義務は、本新株予約権又は本新株予約権付社債が第三者に譲渡された場合において当該第三者に直ちに承継されるものではありません。
--	--

2. 募集の目的及び理由

当社は、抗癌剤の基礎研究（創薬コンセプトの検討、当該コンセプトに基づき構築した手法による医薬品候補化合物の選別、簡易動物実験、既に開発段階に進んだ抗癌剤候補化合物に関する基礎データの収集・解析等）及び早期臨床開発（臨床試験開始申請直前に実施する「前臨床試験」並びに臨床試験の前半部分）に取り組む、創薬企業です。

◆創薬事業について

一般に創薬（新薬の創出）は、

- ① 創薬コンセプト（科学的根拠に立脚し、ある方法によって疾患を治療し得ると考え、その作用を有する化合物等が新しい医薬品になり得るとする仮説）に基づいて候補化合物を探索・選別する「探索」段階
- ② ①で獲得された候補化合物について試験管内や動物での実験を実施し候補化合物の分子構造等を調整する「最適化」段階
- ③ 前臨床試験（臨床試験開始申請に必要なデータを揃えるための試験）を実施するための薬剤準備、申請、規制当局との折衝、試験の実施などを行う「前臨床試験」段階
- ④ 規制当局の許可を得て臨床試験（医薬品としての承認を得るために行うヒト試験）を実施する「臨床試験」段階

の順に進行します。

臨床試験段階はさらに、主に候補化合物の安全性を確認する臨床第1相試験、比較的少数の患者様で候補化合物の有効性・安全性及び用法用量を探索的に検討する臨床第2相試験、医薬品として薬効を証明する臨床第3相試験に大別されます。

通常の医薬品において臨床第1相試験は健康なボランティアを被験者としませんが、当社が開発を目指す抗癌剤の領域では、抗癌剤に多い重篤な副作用への懸念から、末期癌患者ボランティアの方を被験者として臨床第1相試験を実施します。このため、第1相試験の前半では主に安全性を確認しつつ薬効の手応えのある癌腫を選定し、当該癌腫に絞り込んで薬効を調べる「拡大相試験」を第1相試験の後半に実施する手法が多く採られます。当社が現在進めているCBP501臨床第1b相試験も、この手法によるものです。

◆当社の開発パイプライン

「開発パイプライン」とは、創薬製薬領域において、開発中の医薬品候補化合物群を指す語です。

一般に医薬品開発は成功確率が低く、リスク分散の意味でいかに豊富で有望なパイプラインを継続的に有するかが製薬企業や創薬企業の中長期的な企業価値の基本となります。

新たなパイプラインを確保する方法は、当社のような創薬企業にとっては専ら自らの創薬コンセプトに基づいた新規候補化合物の「探索」「最適化」となります。製薬企業等においては、自社による創出のほか、創薬企業等との提携に基づくライセンスによるパイプライン獲得が図られます。

創薬企業の長期的な目的は新薬の承認獲得とその売上による収益獲得ですが、それに至るために必要な長期間かつ莫大な資金（一般にひとつの医薬品を開発するために必要な期間は約15年必要な資金は数百億円といわれます）を独力で確保することは難しく、多くの場合、短期中期的な目標として、自社で開発中の候補化合物について製薬企業等との提携を成立させ当該候補化合物を相手方開発パイプラインのひとつとすることによるライセンス収益の獲得と安定的な事業推進のための財務基盤の安定・強化を目指すこととなります。

当社の開発パイプラインは次のとおりです。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

【CBP501】

創業時からの創薬アプローチに基づいた探索から獲得された、当社の主要パイプラインです。多様な細胞機能に関わる蛋白質カルモジュリンの制御機能を調整し複数の作用により抗癌活性を示すという独特の作用機序を持つ抗癌剤（カルモジュリンモジュレーター）です。

過去に、既存の抗癌剤シスプラチン及びペメトレキセドとの併用で悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌（扁平上皮癌を除きます。）を対象とする臨床第2相試験を完了しており、その試験で得られた新たなデータは、免疫系抗癌剤との併用により薬効を高める効果を示唆するものでした。

これを踏まえて現在は、抗癌剤シスプラチンと免疫系抗癌剤ニボルマブ（商品名：オプジーボ）との併用による臨床第1b相試験（最初の臨床第1相試験と内容の異なる試験なので区別のため呼称にbを付しています。）を2017年10月から実施中です。

2018年中に臨床第1b相試験の前半（用量漸増相試験）を終え、この試験でCBP501の薬効を示唆する様々なデータが得られた手応えを踏まえて、現在は対象を膵臓癌と直腸大腸癌に絞り込んだ「拡大相試験」を実施中です。

【CBS9106】

当社が創出した可逆的CRM1（XP01）阻害剤であるCBS9106は、前臨床試験を終了した段階で、同化合物の開発・製造・商業化に係る全世界（当初は日本・中国・台湾・韓国を除いていましたが、2018年8月にこれら除外地域をなくす修正を実施しました。）における独占的権利を米国Stemline Therapeutics, Inc（以下「Stemline社」といいます。）に供与するライセンス契約を締結しました。

現在は、Stemline社が進めている臨床第1相試験に必要なCBS9106関連の技術情報の提供等の支援を行い、これに伴う技術アドバイザーフィー収益を得ています。

【次世代化合物】

上記2つの臨床開発段階のパイプラインのほか、当社は、細胞全体の挙動に着目するなどの特徴を有する当社独自のスクリーニングによる新たな薬剤候補化合物の探索と、既存パイプラインの化合物に関する基礎研究の成果を活かした改良等により、次世代化合物の創出を図っています。

多数のアプローチで創出を図る中、CBP501に改良を加えて「最適化」段階を進めた結果、マウスを用いた動物実験で抗癌活性においてCBP501を上回る次世代候補化合物CBP-A08を2017年6月に獲得できています。

◆当社事業の当面の課題と施策

当社事業における当面の課題と施策は、おおむね優先順位順に次のとおりです。

① 進行中のCBP501臨床試験を推進して良好なデータを獲得し、製薬企業等との提携を獲得する。

当社は現在、CBP501に係る製薬企業等との提携関係を有していません。

製薬企業等との提携を獲得して当社の中長期的開発基盤を強化し短期中期的な収益に寄与するためには、これまでの提携企業獲得活動を継続するほか、世界的な注目の集まる免疫系抗癌剤との併用試験のひとつである現在の臨床第1b相試験の拡大相を迅速に進めて良好なデータを獲得し、提携候補製薬企業等にとっての魅力を示すことが必要です。

今回の資金調達の主要な目的は、このCBP501「拡大相」試験に充当する費用の調達です。

② 基礎研究を継続し、既存パイプラインに関する知見を深め、次世代パイプラインの創出を図る。

当社は、臨床開発段階にあるCBP501・CBS9106の2つのプロジェクトのほか、抗癌剤創出コンセプトの検討、当該コンセプトに基づき構築した手法による抗癌剤候補化合物の選別、簡易動物実験、既に開発段階に進んだ抗癌剤候補化合物に関する基礎データの収集・解析等、「基礎研究活動」を絶えず実施しています。

また、研究開発に係る知的財産権の管理等の費用も継続的に発生しています。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

これらの取組みは、短期中期的には既存パイプラインの提携魅力を向上させるほか、当社の長期的な収益獲得と企業価値向上に欠かせないものですが、それらの成果による現実の収益を獲得するまでには一定の期間を要することから間接金融による資金調達には極めて困難であり、当面は直接金融による継続的な資金調達によらざるを得ません。

今回の調達資金の一部は、この基礎研究費用への充当を想定しております。

③ CBP-A08 の開発パイプライン化

前述のCBP-A08を当社の3番目の開発パイプラインとするには、このあと「前臨床試験」段階を終了し、臨床試験開始申請が可能な状態を整える必要があります。

当社は、今回の資金調達により十分な資金が調達できた場合の資金使途として、CBP-A08の前臨床試験開始準備業務への充当を計画しています。ただし、後述のとおり今回の資金調達は当初の目標どおりの資金を調達できない可能性のある手法であり、その場合にはCBP-A08の前臨床試験開始準備業務の規模を縮小し、又は開始時期を先送りする計画です。

◆施策の実行のための資金調達等の必要性

当社は、2018年7月2日付「第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権を発行いたしました。現時点においてこれらの転換及び行使が完了したことにより合計約685百万円の資金を調達しており、かかる資金の一部について、当初の資金使途である①抗癌剤候補化合物CBP501臨床第1b相拡大相試験費用（臨床試験管理進行受託専門業者（CRO）費用、臨床試験実施施設費用、併用薬剤費及び追加製剤費用等）及び②基礎研究費用にそれぞれ約400百万円、約25百万円を充当済みです。

しかしながら、第14回新株予約権の行使価額修正により調達額が当初の予定よりも約127百万円減少したこと、拡大相試験費用が当初の見込み額を超える可能性が高いこと、及びCBP501の次相以降の臨床試験のための薬剤準備資金が必要と見込まれることから、上記①乃至③の施策を実施するためには、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の発行により調達した資金のうち未充当のもの（約260百万円）を含む手元資金764百万円（2019年6月30日現在）に加えて、追加的な資金を確保する必要が出てきました。

この場合、CBP501にかかる製薬企業等との提携により一定規模の収益を得ることで今後発生すると想定される上記の必要な費用を賄うことが理想的ではあるものの、この提携獲得の成否は流動的であり、かつ、提携が獲得できたとしても上記施策のための費用及び運転資金を賄うに足る継続的な収益を得られるかどうかは未確定であることなどに鑑みると、CBP501にかかる製薬企業等との提携が獲得できなかった場合であっても、当面の施策である①乃至③を実行できるだけの資金を確保することが必要です。

かかる状況を踏まえ、当社は、以上のような施策を確実に実行できるだけの成長投資資金を調達するため、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途〈新株予約権及び新株予約権付社債による資金調達を選択する理由〉」に記載した内容も加味しつつ資金調達手法について検討を行いました。その結果、既存株主の利益に配慮しつつも当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことのできる資金調達手法であるとの判断のもと、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による資金調達を実施することといたしました。

当社は、今回の資金調達により調達する資金を、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当する予定であり、これにより、当社は、上記の施策を実行するための成長資金に充当することを通じて、今後の当社の成長ひいては企業価値の向上を図ることができるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (円)	1, 254, 225, 462 円
(内訳) 本新株予約権付社債の発行による調達額	749, 994, 000 円
本新株予約権の発行による調達額	4, 284, 462 円
本新株予約権の行使による調達額	499, 947, 000 円
② 発行諸費用の概算額 (円)	10, 000, 000 円
③ 差引手取概算額 (円)	1, 244, 225, 462 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

3. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1, 244, 225, 462 円（新株予約権付社債 744, 014, 262 円、新株予約権 500, 211, 200 円）につきましては、当社の成長投資及び中長期的な企業価値の最大化を図る施策のための資金に、2022 年 12 月までに充当する予定であります。かかる資金の内訳については以下のとおりです。

なお、調達した資金は、実際の支出までは、当社の銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定です。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 抗癌剤候補化合物 CBP501 臨床試験 (フェーズ 1b 試験拡大相) 費用及び 次相以降の臨床試験に使用する薬剤 の製造製剤化等の準備費用	500 (本新株予約権付社債 500)	2019 年 10 月～2020 年 6 月
② 運転資金 (基礎研究費用、販売費及び一般管 理費)	644 (本新株予約権付社債 244、 本新株予約権 400)	2020 年 7 月～2021 年 12 月
③ CBP-A08 前臨床試験準備費用	100 (本新株予約権 100)	2020 年 1 月～2022 年 12 月

上記の具体的な使途に関して、本新株予約権付社債の発行による差引手取概算額 744, 014, 262 円につきましては、主に①及び②の一部（2020 年 7 月から 2021 年 1 月頃までの運転資金に相当します。）に充当する予定です。また、本新株予約権による差引手取概算額 500, 211, 200 円につきましては②に充当予定の金額（400 百万円）が調達できるまでは②の一部に優先的に充当し、それを上回った金額を③に充当する予定です。したがって、本新株予約権の行使による調達が順調に進み、②の充当時期よりも早く 400 百万円を上回る金額の調達に成功した場合には、既に②のための資金は確保したことになるため、2020 年 1 月以降に③への充当を進めます。それぞれの具体的な内容は以下のとおりです。

<手取金の使途について>

① 抗癌剤候補化合物 CBP501 臨床試験（フェーズ 1b 試験拡大相）費用及び次相以降の臨床試験に使用する薬剤の製造製剤化等の準備費用

当社は、CBP501 とシスプラチン・免疫系抗癌剤ニボルマブ（商品名：オプジーボ）の 3 剤併用による臨

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

床試験（フェーズ1b試験）を進めており、今回の手取金は最優先でこの臨床試験の「拡大相」の費用に充当します。2019年1月から、フェーズ1b試験の核心部分である拡大相（複数の癌腫を選んで当該特定癌腫における薬効の手応えを確認する試験）を実施しており、この拡大相での結果はCBP501の評価（提携候補先製薬企業等にとっての魅力）を大きく左右する一方で、免疫系抗癌剤との併用による臨床試験の競争が激化する中でスピーディな進行が必要です。当社は、2018年7月2日付「第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」で公表いたしました第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の発行により、これまでに合計約685百万円を調達し、そのうち約400百万円をフェーズ1b試験拡大相に係る費用に充当することで、膵臓癌と直腸大腸癌を対象とした被験者の組入れを図り拡大相試験を進めており、2019年12月までに、既調達資金のうち約250百万円を充当する予定です。加えて、米国での人件費や薬剤費の高騰により、被験者組入れに関連する諸費用（臨床試験実施施設で発生する人件費等の諸費用を含みます。）、使用する薬剤費等の拡大相試験費用及び臨床試験業務の委託先への費用が当初の見込み額を超える可能性が出てきたことから、この費用に今回の手取金のうち約300百万円を充当する予定です。さらに、フェーズ1b試験拡大相終了後は、次相以降の臨床試験が予定されており、そこで使用する薬剤の製造製剤化・安定性試験の準備費用として、約200百万円を充当する予定です。なお、本新株予約権付社債により調達する744,014,262円は、①の使途に優先的に充当する予定です。

② 運転資金（基礎研究費用、販売費及び一般管理費）

当社は、他の臨床試験段階のプロジェクトの有無にかかわらず、基礎研究に係る諸費用として年間約150百万円～200百万円、並びに、人件費、外注費、事務用消耗品費等の販売費及び一般管理費として年間約200百万円を、それぞれ計上しております。これらの運転資金につきましては、当社の資金繰り計画を踏まえ、事前に確保する必要があると考えておりますところ、2020年7月から2021年12月までに発生する見込みの金額である約644百万円への充当を想定しております。

なお、今回の資金調達方法においては当初の見込み総額が調達できない可能性があることから、本新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合には、基礎研究費用、販売費及び一般管理費の費用支出を抑制する可能性があり、さらに場合によっては新規の資金調達を目指します。

③ CBP-A08 前臨床試験準備費用

次世代化合物CBP-A08の前臨床試験（臨床試験開始申請に必要な安全性データを揃えるための試験）に使用する薬剤の準備費用に充当します。

主な内訳は概ね、CBP-A08最適化の最終検討に係る類縁体合成費用20百万円、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用約70百万円、製剤化及び安定性試験の費用10百万円の見込みです。

なお、今回の資金調達方法においては当初の見込み総額が調達できない可能性があり、③は①及び②よりも開発項目として優先度が低いことから、本新株予約権の行使が進捗せず十分な資金を調達できなかった場合には③の費用支出を抑制し、若しくは上記支出予定期間中に③を開始せず支出開始時期を先送りする可能性があります。

<新株予約権及び新株予約権付社債による資金調達を選択する理由>

当社は、当面の研究開発投資のための必要資金及び運転資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

① 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

して資金調達を完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、流通市場への株式数の流入が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。また、転換社債型新株予約権付社債のみを発行する場合、当社が償還義務を負う負債が増えることから、資本性があり、かつ、即時の希薄化による株価への影響も抑制できる新株予約権を併せて発行することといたしました。

- ② 新株予約権による資金調達は、一般に、転換社債型新株予約権付社債と同様に即時の希薄化を避けることができる反面、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があります。そこで、転換社債型新株予約権付社債と組み合わせることで、払込期日にまとまった資金調達（総額754,278,462円）ができることとしております。
- ③ 当社の現在の業績を踏まえると、金融機関からの借入は困難であり、また、仮に金融機関からの借入により調達した場合、当該借入に係る利払いは当社の短期的なキャッシュ・フローを悪化させるおそれがあり、かつ、満期において当該借入に係る元本の返済が必要となるところ、転換社債型新株予約権付社債では将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、財務基盤が強化することが期待され、割当予定先の利益ひいては株主全体の利益に資することになります。

割当予定先は、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としていることから、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で割当予定先が適切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。なお、本転換社債型新株予約権は、転換価額の修正条項が付されていないため、株価が転換価額を下回る水準で推移した場合には、株式への転換が進まず当社の財務基盤の強化が実現せず、また、満期に額面での一括償還を行うことが必要となる可能性も否定できないものの、本新株予約権付社債の発行により調達する資金を「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の各資金用途に充当することにより、当社の成長投資ひいては中長期的な企業価値の向上に資するものと判断しております。また、転換価額の修正条項を付さないことにより、上記のとおり株価低迷時には株式への転換が進まない可能性があるものの、転換価額が当初転換価額に固定されるため、本新株予約権付社債の発行及びその後の普通株式への転換による希薄化の影響を一定の範囲に限定することから、転換価額の修正条項は付していません。

加えて、本引受契約には、(i) 当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、(ii) 当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当した場合又はそのおそれがあると合理的に認められる場合、(iii) 本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して本新株予約権の行使価額（但し、行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。）の70%（但し、1円未満は切り捨てる。）を下回った場合、(iv) いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2019年10月31日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）の30%を下回った場合、(v) 割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、(vi) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができると定められる予定です。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日において、本新株予約権の発

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。

以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益ひいては株主全体の利益にも資するため、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権及び本新株予約権付社債を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の施策を強力かつ迅速に推進することにより、当社の中長期的な経営基盤の強化・安定化と企業価値の最大化に繋がり、ひいては既存株主の株主価値の向上に寄与するものと判断しており、当該資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎 知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権及び本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権及び本新株予約権付社債の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項等及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等及び本引受契約の諸条件並びに評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権の公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（767円）を赤坂国際会計による価値評定価額767円と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は発行要項の内容に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

② 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際会計に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本評価報告書を受領いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項等及び本引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等及び本引受契約の諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、割当予定先と協議の結果、895円と決定いたしました。なお、この転換価額は、2019年10月9日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値895円と同額、1ヶ月の終値平均917円に対して2.40%のディスカウント、3ヶ月の終値平均846円に対して5.79%のプレミアム及び6ヶ月の終値平均851円に対して4.92%のプレミアムとなります。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格（各社債の金額100円につき金100円）を赤坂国際会計による価値算定評価額（各社債の金額100円につき98.4円から100.1円の範囲内で決定しております。また、本社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益（本転換社債型新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値）と、本転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本転換社債型新株予約権の実質的な対価が本転換社債型新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではないこと、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は発行要項の内容に加え、本新株予約権付社債に係る本評価報告書の結果を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本転換社債型新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本転換社債型新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本転換社債型新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないこと、本転換社債型新株予約権の実質的な対価は本転換社債型新株予約権の公正な価値を上回るものであることから、本新株予約権付社債の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が当初行使価額895円によりすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数558,600株（議決権の数5,586個）及び本新株予約権付社債が転換価額895円によりすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数837,982株（議決権の数8,379個）の合計数は1,396,582株（議決権の数13,965個）であり、これは、2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数6,834,040株及び当社の総議決権の総数68,319個の20.44%及び20.44%にそれぞれ相当します。

しかし、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり「2. 募集の目的及び理由 ◆当社事業の当面の課題と施策」に記載の施策を実行するための成長資金に充当することにより、今後の当社の成長については企業価値の向上に資するものと考えていることから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。当社株式の過去2年間（2017年10月～2019年9月）の1日当たりの平均出来高は169,433株であり、直近6か月間（2019年4月から2019年9月まで）の同出来高においても548,518株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が当初行使価額895円によりすべて行使され、本新株予約権付社債がすべて転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数1,396,582株を行使期間である5年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は1,132株となり、上記過去2年間の1日当たりの出来高0.67%、過去6か月間の同出来高の0.21%程度となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

投資事業有限責任組合インフレクション II 号 V

(1)	名 称	投資事業有限責任組合インフレクション II 号 V	
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号	
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号、その後の改正を含む。）	
(4)	組 成 の 目 的	投資	
(5)	組 成 日	2019 年 9 月 10 日	
(6)	出 資 の 総 額	8.15 億円（2019 年 10 月 8 日現在）	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	投資事業有限責任組合インフレクション II 号 66.52% InfleXion II Cayman, L.P. 25.00% その他 8.48%	
(8)	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	InfleXion II Investment, Inc.
		所在地	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
		代表者の役職・名称	取締役 Douglas R. Stringer
		事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
		資本金の額	1,000 米ドル（約 107,000 円）
(9)	上場会社と当該ファン ドとの間の関係	上場会社と当該ファン ドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません
		上場会社と業務執行 組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注) 当社は、割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクション II 号 V 及び割当予定先の業務執行組合員及びその役員、また割当予定先の全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂 2-8-11、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社からは、公開情報と各種データベース（主な情報ソース：各種公開情報・公簿／デスクトップサーチ（各種有料データベース、メディア記事、ウェブ上でアクセス可能な情報等））から幅広く関連情報を収集するとともに、必要に応じ人的情報源を通じた情報収集と関係先現地での調査を行ったとの報告を受けております。

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認して

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

いる旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 割当予定先を選定した経緯及び理由

本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先として投資事業有限責任組合インフレクション II 号 V を選定した理由は次のとおりです。

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、調達した資金を成長投資に充当することを通じて、今後の当社の成長については企業価値の向上を図る方針です。かかる方針に基づく必要資金の調達及び施策の実行について検討するに際して、当社は、2019 年 4 月頃に初めてアドバンテッジアドバイザーズ株式会社（以下「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）より、当社への経営上のアドバイスやネットワークを通じた情報（製薬企業等との提携をはじめとする各種連携の紹介やコーディネートに係る情報。以下同じです。）の提供が可能である旨の連絡を受けました。その後、当社の必要資金の調達に関しても、アドバンテッジアドバイザーズより、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、複数の上場会社への投資実績を有し信頼性のあるアドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドを割当予定先候補として紹介されました。アドバンテッジアドバイザーズは、サービスを提供するファンドの投資リターンを最大化するために、ファンドの投資先である上場会社に対して経営及び財務に関するアドバイスの提供と、自社のネットワーク（事業パートナーや提携などの情報）を活用した情報提供を行っております。当社は、同社との様々な情報交換や、同社がサービスを提供するファンドの投資先である上場会社の関係者に対するヒアリング等で収集した情報をもとに、同社による当社の企業価値向上の可能性について検討を行った結果、アドバンテッジアドバイザーズがサービスを提供しているファンドに対して本新株予約権及び本新株予約権付社債の第三者割当を行うことにより、資金調達のみならず、経営上のアドバイスや製薬企業等との提携をはじめとする各種連携の紹介やコーディネートに係る情報の提供を受けることができ、当社の企業価値の向上を図ることが可能であると判断しました。すなわち、調達資金を、当社の成長投資資金に充当することで、企業価値向上と持続的な成長を図るとともに、アドバンテッジアドバイザーズの複数の上場会社への戦略的なアドバイスの提供実績から培われた経営及び財務に関する専門知識に基づく戦略的なアドバイスと豊富なネットワークの活用とを両立させ、かつ、本新株予約権付社債の発行により利息の負担が少なく多額の資金を確実かつ迅速に調達できるとともに、本新株予約権が当社の想定どおりに行使された場合には当社の財務基盤の強化に資するものであり、これらにより当社の企業価値の向上を図ることができると判断し、投資事業有限責任組合インフレクション II 号 V を第三者割当の割当予定先として選定いたしました。また、アドバンテッジアドバイザーズとは、2019 年 10 月 10 日付で、経営上のアドバイスやネットワークを通じた情報の提供を目的とした事業提携契約の締結を予定しております。なお当社とアドバンテッジアドバイザーズとの事業提携に関する詳細につきましては、本日付で公表された「事業提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的として、本新株予約権及び本新株予約権付社債を中長期的に保有する方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。なお、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式については、当社の業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であるほか、以下の「(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行った場合には、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

使に充てる行為を繰り返し行うことを予定していることを、当社として口頭にて確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、当社は本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当予定先の取引銀行が発行する残高証明書(2019年10月8日付)及び預金通帳の写しを入手し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額の払込みに足る金額であることを確認しております。

かかる確認結果を踏まえ、当社は、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額の払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に必要な金額については、本日現在において、割当予定先においてその資金確保ができておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換を行い、行使又は転換により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使のために資金を確保していないとの説明を、当社は割当予定先より受けております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2019年6月30日現在)	募集後
投資事業有限責任組合インフレクションII号V	16.97%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーM&C証券株式会社)	4.42%
大村明	2.48%
丹波弘之	1.65%
SMB C日興証券株式会社	1.55%
楽天証券株式会社	1.36%
株式会社SBI証券	1.17%
日本証券金融株式会社	0.93%
カブドットコム証券株式会社	0.76%
石崎一也	0.70%
松井証券株式会社	0.61%

- (注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2019年6月30日現在の所有株式を、同日の発行済株式総数で除して算出しております。
- 2 募集後の大株主及び持株比率は、2019年6月30日現在の発行済株式総数に、本新株予約権が行使価額895円によりすべて行使され、また本新株予約権付社債が転換価額895円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式1,396,582株を加えて算定しております。
- 3 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
- 4 モルガン・スタンレーM&C証券株式会社より2019年10月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書の提出があり、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)及びモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)が報告義務発生日である2019年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年6月30

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
 本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主及び持株比率には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数	総議決権数に対する所有議決数の割合
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	英国 ロンドンカナリーワフ25 カボットスクエア E14 4QA (25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, United Kingdom)	416,500	6.09%
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)	アメリカ合衆国19801 デラウェア州ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付 (c/o The Corporation Trust Company (DE) Corporation Trust Center, 1209 Orange Street Wilmington, DE 19801 United States)	16,100	0.24%

5. Bridge Capital Asset Management 株式会社より 2019 年 8 月 7 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の提出があり、Bridge Capital Asset Management 株式会社が報告義務発生日である 2019 年 7 月 31 日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として 2019 年 6 月 30 日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主及び持株比率には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数	総議決権数に対する所有議決数の割合
Bridge Capital Asset Management 株式会社	東京都千代田区九段南二丁目5番1号	679,700	9.95%

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行が当社の業績に与える影響は軽微であります。当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行により、当社の自己資本の充実と財務基盤の健全化・強化を図りながら、今後アドバンテッジアドバイザーズから得られる助言により、厳しい経済環境の下でも経営改革を推し進めることができると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、①本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使又は転換により交付される普通株式に係る議決権数が 2019 年 6 月 30 日現在における当社の発行済株式総数の 25%未達であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権及び本新株予約権付社債全てが行使又は転換された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位: 千円)

	2017年6月期	2018年6月期	2019年6月期
事業収益	109,852	110,000	115,550
営業損失 (△)	△406,825	△539,456	△533,077
経常損失 (△)	△400,652	△547,091	△534,958
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△83.37	△96.70	△77.06
1株当たり純資産	157.78	62.93	84.20

(注) 事業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2019年6月30日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	6,834,040 株	100.00%
現 時 点 の 潜 在 株 式 数	255,000 株	3.73%

(注) 上記潜在株式数は、全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期
始 値	1,020 円	740 円	830 円
高 値	1,130 円	950 円	897 円
安 値	588 円	571 円	610 円
終 値	734 円	824 円	704 円

② 最近6か月間の状況

	2019年 5月	2019年 6月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月
始 値	985 円	766 円	801 円	865 円	830 円	943 円
高 値	1,017 円	865 円	1,022 円	933 円	989 円	949 円
安 値	728 円	712 円	728 円	755 円	820 円	869 円
終 値	771 円	782 円	853 円	837 円	938 円	895 円

(注) 2019年10月の株価については、2019年10月9日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	2019年10月9日現在
始 値	911 円
高 値	911 円
安 値	869 円
終 値	895 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

払込期日	2018年7月18日
調達資金の額	209,220,000円
転換価額	当初1株あたり634円 本転換社債型新株予約権の割当日の翌日（既に本号に基づく転換価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される取締役会の決議によって、転換価額を、当該決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」といいます。）に修正することができる。ただし、修正基準日時価が500円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後の転換価額とする。
募集時における発行済株式数	5,505,800株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額（634円）における潜在株式数：330,000株 転換価額下限値（500円）における潜在株式数：415,800株
現時点における転換状況	全ての転換が完了
発行時における当初の資金使途	① 抗癌剤候補化合物 CBP501 臨床第 1b 相拡大相試験費用（臨床試験管理進行受託専門業者（CRO）費用、臨床試験実施施設費用、併用薬剤費及び追加製剤費用等）（650 百万円） ② 基礎研究費用（52 百万円） ③ CBP-A08 前臨床試験準備費用（CBP-A08 最適化の最終検討に係る類縁体合成費用、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用、製剤化及び安定性試験費用等）（100 百万円）
発行時における支出予定時期	① 抗癌剤候補化合物 CBP501 臨床第 1b 相拡大相試験費用（臨床試験管理進行受託専門業者（CRO）費用、臨床試験実施施設費用、併用薬剤費及び追加製剤費用等） 2018年7月～2019年12月 ② 基礎研究費用 2018年7月～2020年6月 ③ CBP-A08 前臨床試験準備費用（CBP-A08 最適化の最終検討に係る類縁体合成費用、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用、製剤化及び安定性試験費用等） 2019年1月～2020年6月
現時点における充当状況（注）	① 抗癌剤候補化合物 CBP501 臨床第 1b 相拡大相試験費用（臨床試験管理進行受託専門業者（CRO）費用、臨床試験実施施設費用、併用薬剤費及び追加製剤費用等）（約 400 百万円） ② 基礎研究費用（約 25 百万円） ③ CBP-A08 前臨床試験準備費用（CBP-A08 最適化の最終検討に係る類縁体合成費用、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用、製剤化及び安定性試験費用等）（充当なし）

（注）第 14 回新株予約権による調達資金を含む充当状況となります。

第三者割当による第 14 回新株予約権の発行

割当日	2018年7月18日
-----	------------

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

発行新株予約権数	95 個
発行価額	総額 950,000 円（新株予約権 1 個当たり 10,000 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	603,250,000 円 （内訳）新株予約権発行による調達額：950,000 円 新株予約権行使による調達額：602,300,000 円 上記金額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時における 発行済株式数	5,505,800 株
当該募集による 潜在株式数	950,000 株
現時点における 行使状況	全ての行使が完了
現時点における 調達した資金の額 （注 1）	475,950,000 円 （内訳）新株予約権発行による調達額：950,000 円 新株予約権行使による調達額：475,000,000 円
発行時における 当初の資金使途	① 抗癌剤候補化合物 CBP501 臨床第 1b 相拡大相試験費用（臨床試験管理進行受託専門業者（CRO）費用、臨床試験実施施設費用、併用薬剤費及び追加製剤費用等）（650 百万円） ② 基礎研究費用（52 百万円） ③ CBP-A08 前臨床試験準備費用（CBP-A08 最適化の最終検討に係る類縁体合成費用、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用、製剤化及び安定性試験費用等）（100 百万円）
現時点における 充当状況（注 2）	① 抗癌剤候補化合物 CBP501 臨床第 1b 相拡大相試験費用（臨床試験管理進行受託専門業者（CRO）費用、臨床試験実施施設費用、併用薬剤費及び追加製剤費用等）（約 400 百万円） ② 基礎研究費用（約 25 百万円） ③ CBP-A08 前臨床試験準備費用（CBP-A08 最適化の最終検討に係る類縁体合成費用、前臨床試験に使用する薬剤の製造に係る分析・評価費用、製剤化及び安定性試験費用等）（充当なし）

- (注) 1 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金を含む差引手取概算額は、685,170,000 円となります。
- 2 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金を含む充当状況となります。また、現時点において、未充当となっている約 260 百万円については、上記①、②の順にそれぞれ充当することを想定しております。

11. 発行要領

別紙ご参照。

以 上

本資料は、当社の第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための資料であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

株式会社キャンバス第15回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社キャンバス第15回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2019年10月31日
3. 割当日
2019年10月31日
4. 払込期日
2019年10月31日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を投資事業有限責任組合インフレクションII号Vに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式558,600株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号(ホ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

5,586 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 767 円 (本新株予約権の払込総額金 4,284,462 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、895 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正又は第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

2020 年 5 月 1 日、2020 年 11 月 1 日、2021 年 5 月 1 日及び 2021 年 11 月 1 日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な行使価額を 1 円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、716 円とする。但し、下限修正価額は第 11 項に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整を受ける。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \\
 \text{行使価額} & = & \text{調整前} \\
 & & \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの発行} \\
 & & \text{処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（本項第(3)号(ロ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当て

の場合は効力発生日とする。) 以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & - \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) その他

- (イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

- (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日が

ない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号又は第(4)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - (イ) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 前項により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(2)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2019年10月31日から2024年10月31日（但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第 124 条第 1 項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得事由

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 767 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権

の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要さないものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 767 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2019 年 10 月 9 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

20. 行使請求受付場所

株式会社キャンバス管理部

21. 払込取扱場所

みずほ銀行 三島支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。

- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

株式会社キャンバス
第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 募集社債の名称
株式会社キャンバス第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額
金 749,994,000 円
3. 各社債の金額
金 15,306,000 円の 1 種。各社債の口数は 49 口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
4. 本新株予約権付社債の券面
本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権付社債券は発行されない。
5. 払込金額
各社債の金額 100 円につき金 100 円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
6. 新株予約権又は社債の譲渡
本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率
年率 1.0%
8. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

9. 申込期日

2019年10月31日

10. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2019年10月31日。但し、本社債の払込金額が払込期日に払い込まれることを本新株予約権の割当の条件とする。

11. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権付社債を投資事業有限責任組合インフレクションII号Vに割り当てる。

12. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、2024年10月31日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本項第(2)号に定める金額による。

(2) 繰上償還

(イ) 当社に生じた事由による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対

価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第15項第(3)号(ハ)①に定義される。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第15項第(3)号(ハ)③及び⑤に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第15項第(3)号(ハ)②乃至⑥に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成をいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本号(イ)①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本号(イ)①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号(イ)②に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)②の手続が適用される。

③ スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によ

って算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(ロ) 社債権者の選択による繰上償還

① 支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(イ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合

② 社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2021 年 10 月 31 日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第 601 条第 1 項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して 6 か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

13. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、2020 年 4 月 30 日を第 1 回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年 4 月 30 日及び 10 月 31 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、その日までの前半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- (2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（同日を含む。）から弁済の提供がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年 14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。

14. 買入消却

- (1) 当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の

上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

- (2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - (イ) 種類
当社普通株式
 - (ロ) 数
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (ハ) 転換価額
 - ① 転換価額
各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、895円とする。
なお、転換価額は本号(ハ)②乃至⑤に定めるところに従い調整されることがある。
 - ② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

③ 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後転換価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場

合は割当日、無償割当の場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \text{ 当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、本号(ハ)③(v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(ハ)③又は本号(ハ)⑤に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株

式の数を加えた数とする。また、本号(ハ)③(v)の場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 本号(ハ)②乃至⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2019年10月31日から2024年10月31日(第12項第(2)号(イ)①乃至③並びに同(ロ)①乃至③に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行

使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
 - (ロ) 振替機関が必要であると認めた日
 - (ハ) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 本新株予約権の行使請求は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (ロ) 行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後、これを撤回することができない。
- (10) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (11) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者

に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(12) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、第12項第(2)号(イ)①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第15項第(3)号(ハ)②乃至⑤と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織

再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(5)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本項第(5)号に準ずる制限に服する。
- (ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項第(6)号に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編行為が生じた場合
本号に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する

制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

16. 特約

(1) 担保提供制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
- (ロ) 本号(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- (イ) 第12項又は第13項の規定に違背したとき。
- (ロ) 本項第(1)号の規定に違背したとき。
- (ハ) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
- (ホ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (ヘ) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

17. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理

者は設置されない。

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株式会社キャンバス 管理部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債の発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表取締役社長又はその代理人に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上